

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 286機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター

農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、地域整備事務所
病院局	がんセンター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、浦和図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾橘高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大井高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口東高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉

	戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能南高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、不動岡高等学校、本庄北高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、与野高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成23年9月8日～平成24年2月1日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	防災航空センター	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」(735 千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23 年 1 月 24 日を履行期限としたが、免許状は 4 月 11 日に交付されており年度を越えていた。 2 免許状交付が 4 月 11 日であったにも関わらず、履行前の 4 月 7 日付の請求書を受理し、1 月 24 日付けで検査確認を行い支出していた。
産業労働部	中央高等技術専門学校	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成 23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度歳出予算から執行したことは、不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	本庄県税事務所	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポンプ取替修繕」(514 千円)を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったのは不適切であった。
環境部	環境科学国際セ	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」(578 千

	ンター	円)及び平成23年8月の「多項目水質計に係る賃貸借契約」(630千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。
福祉部	中央児童相談所	平成23年度のLPガスの単価契約(294円/m ³)を締結した。同年10月の職員予備監査で誤りを指摘されるまで、4月から9月までの請求書が前年度単価(262.5円/m ³)で積算されていたことを看過し、そのまま支出していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所	平成23年3月に消耗品(108千円)を購入したが、契約金額10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者のみであったことは不適切であった。
産業労働部	職業能力開発センター	委託訓練募集案内のパンフレットを平成22年度は年間23種類、平成23年度も9月末までに20種類印刷している。 月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ3者による見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、契約相手方は年間を通じて同一であった。 一括して発注することにより、金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきであった。
県土整備部	行田県土整備事務所	平成23年2月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工事)契約」(2,079千円)を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったことは不適切であった。
都市整備部	大宮公園事務所	平成23年度の「ポート池護岸修繕」(総額5,490千円)は、1件の契約額が100万円未満となるよう6件に分割し契約していたのは不適切であった。 うち4件と2件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一であった。
教育局	小鹿野高等学校	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、次のとおり連続して年度を越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。

		<p>1 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延していた。</p> <p>2 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。</p>
教育局	戸田翔陽高等学校	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、平成 18 年 8 月分のほか 5 年分の預金利子を、平成 23 年 8 月 16 日に一括して払い込むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。</p>
教育局	八潮高等学校	<p>平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(80 千円)を締結した。契約書において、産業廃棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」に、「0」を「9」に書き換えたのは、不適切であった。</p>
教育局	上尾特別支援学校	<p>平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他修繕」(303 千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」(123 千円)の 2 つの修繕は、同日に各々見積合せにより随意契約している。</p> <p>同種の電気工事であり、一括して発注することにより金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>
警察本部	上尾警察署	<p>平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 独身寮の排水管(49 千円)と受水槽(63 千円)の清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92 千円)「庁舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者を決定していたが、全て契約相手方は同一であった。</p> <p>同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見込める内容である。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>